

(様式第1)

疑義照会票

照会日 平成22年3月13日

照会部署名 品川年金事務所厚年適用調査課

照会担当者 (課長) 本多善孝

連絡先 [REDACTED]

業務実施部署の長の確認 本多

(案件)

(受付番号) No. 2010-391	支払い基礎日数について
------------------------	-------------

※ 受付番号は、品質管理担当部署において記入します。

(内容)

業務処理マニュアルには「支払基礎日数とは、その報酬の支払対象となった日数のことをいう。」「ア 月給者については、各月の暦日数による」「算定基礎届に記入する報酬は、4月、5月、6月に実際に支給された額であり月分ではない」とされていることから、例えば、適用事業所において月給者の支払日に変更があったとき、算定基礎届の支払基礎日数が31日以上になってしまうような場合の取扱いについてお伺い致します。

例 変更前 末日〆 翌月10日払い

変更後 末日〆 当月25日払い

6月支払分から変更となる場合

3月 1日～3月31日 4月10日払い (支払基礎日数31日)

4月 1日～4月30日 5月10日払い (支払基礎日数30日)

5月 1日～6月30日 6月25日払い (支払基礎日数61日)

(6月支払分に5月～6月分の報酬が含まれている。)

(回答)

ご照会の事例については、【2010-292 月給者の〆日変更に係る算定基礎届の支払基礎日数及び報酬について】と同様に考え、6月に支給される給与から5月1日から5月31日までの分を控除した上で、標準報酬月額を決定することとなる。

回答日 平成22年8月17日

回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導G

回答作成者 (一般) 村上 泰史

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認

(軽微なものについてはグループ長)

山上